

令和 年 月 日

宇佐土地改良区
理事長 大森 博 殿

住所
申請者 名称
氏名

印

宇佐土地改良区財産交換申請書

下記のとおり宇佐土地改良区財産の交換を願いたく関係書類を添えて申請します。
尚、交換差金が発生する場合は貴改良区の指示に従います

記

1. 交換により取得しようとする土地

所 在	地 番	種 類	面 積(m ²)

2. 交換に供しようとする土地

所 在	地 番	種 類	面 積(m ²)

3. 交換しようとする理由

4. 添付書類

- ①交換に供しようとする土地の登記簿本
- ②意見書（区長・改良区役員）
- ③現況写真 ④その他

5. 関係図面

- ①位置図 ②見取図 ③字図 ④丈量図
- ⑤構造詳細図 ・現況と変更後（官民境界を明確にする）

連絡先	
電 話	

意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区
理事長 大森 博 殿

住所
申請者 名称
氏名

印

今般、下記の場所において土地改良区の財産を交換するにあたりご了承願います。

1. 交換により取得しようとする土地の所在・地目・面積

所在	地番	種類	面積(m ²)

2. 交換に供しようとする土地の所在・地目・面積

所在	地番	種類	面積(m ²)

3. 意見欄

.....
.....

令和 年 月 日

住所
役職名
氏名

印

*意見欄は本人直筆のこと

意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区
理事長 大森 博 殿

住所
申請者 名称
氏名

印

今般、下記の場所において土地改良区の財産を交換するにあたりご了承願います。

1. 交換により取得しようとする土地の所在・地目・面積

所在	地番	種類	面積(m ²)

2. 交換に供しようとする土地の所在・地目・面積

所在	地番	種類	面積(m ²)

3. 意見欄

.....
.....

令和 年 月 日

住所
役職名
氏名

印

*意見欄は本人直筆のこと

土地改良区財産売買契約書

宇佐土地改良区 理事長 大森 博（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

〔信義、誠実の義務〕

第1条 甲乙当事者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

〔売買物件〕

第2条 甲は、末尾記載の物件を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

〔売買代金〕

第3条 売買代金は、金 円とする。
（内訳 土地代金 円、鑑定料 円）

〔代金の支払〕

第4条 乙は売買代金を、甲が指定する期日までに、甲が発行する納入通知書により一括して支払うものとする。

〔所有権の移転〕

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

〔売買物件の引き渡し〕

第6条 売買物件は、前条の規定により所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

〔売買物件の登記〕

第7条 売買物件の所有権移転登記は、乙自らが行うものとし、甲は売買物件の所有権が乙に移転した後に、所有権移転登記を承諾する書面を乙に交付する。

2 乙は、前項の所有権移転登記の申請を、所有権移転の日から1ヶ月以内に行わなければならない。

3 乙は、前項による登記を完了したときは、遅滞なく登記識別情報通知を提示の上その写しを添えてその旨を甲に通知しなければならない。

〔危険負担等〕

第8条 乙が売買物件の引き渡しを受けた後、売買物件に数量の不足、その他かくれた瑕疵があっても甲は責めを負わないものとする。

〔権利譲渡の禁止〕

第9条 乙は、甲の承認を受けずに、売買物件の所有権移転登記前に本契約から生じる一切の権利義務を他人に譲渡する事は出来ない。

〔契約の解除〕

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは本契約を解除することができる。

〔損害賠償の責任〕

第11条 乙は、前条の規定により本契約を解除された場合において甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

〔契約の費用〕

第12条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

〔疑義の決定〕

第13条 この契約の各条項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

売渡人（甲） 宇佐土地改良区 理事長 大森 博 印

買受人（乙）

住 所

氏 名 印

物件の表示

所 在	地 番	種 類	面 積(m ²)

土地改良区財産売買契約書

宇佐土地改良区 理事長 大森 博（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

〔信義、誠実の義務〕

第1条 甲乙当事者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

〔売買物件〕

第2条 甲は、末尾記載の物件を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

〔売買代金〕

第3条 売買代金は、金 円とする。
（内訳 土地代金 円、鑑定料 円）

〔代金の支払〕

第4条 乙は売買代金を、甲が指定する期日までに、甲が発行する納入通知書により一括して支払うものとする。

〔所有権の移転〕

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

〔売買物件の引き渡し〕

第6条 売買物件は、前条の規定により所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

〔売買物件の登記〕

第7条 売買物件の所有権移転登記は、乙自らが行うものとし、甲は売買物件の所有権が乙に移転した後に、所有権移転登記を承諾する書面を乙に交付する。

2 乙は、前項の所有権移転登記の申請を、所有権移転の日から1ヶ月以内に行わなければならない。

3 乙は、前項による登記を完了したときは、遅滞なく登記識別情報通知を提示の上その写しを添えてその旨を甲に通知しなければならない。

〔危険負担等〕

第8条 乙が売買物件の引き渡しを受けた後、売買物件に数量の不足、その他かくれた瑕疵があっても甲は責めを負わないものとする。

〔権利譲渡の禁止〕

第9条 乙は、甲の承認を受けずに、売買物件の所有権移転登記前に本契約から生じる一切の権利義務を他人に譲渡する事は出来ない。

〔契約の解除〕

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは本契約を解除することができる。

〔損害賠償の責任〕

第11条 乙は、前条の規定により本契約を解除された場合において甲に損害を与えたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

〔契約の費用〕

第12条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

〔疑義の決定〕

第13条 この契約の各条項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

売渡人（甲） 宇佐土地改良区 理事長 大森 博 印

買受人（乙）

住 所

氏 名 印

物件の表示

所 在	地 番	種 類	面 積(m ²)